

補正予算等審査特別委員会設置について（動議）

本市議会は、「議案第20号令和4年度旭川市一般会計補正予算について」、「議案第21号旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第22号旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について」に関して、次のとおり特別委員会を設置して、付託審査せしめるものとする。

- 1 名 称 補正予算等審査特別委員会
- 2 定 数 14名
- 3 目 的 「議案第20号令和4年度旭川市一般会計補正予算について」、「議案第21号旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第22号旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について」の審査を行うため。
- 4 期 間 審査終了時までとし、閉会中の継続審査とする。
- 5 費 用 必要に応じ、議長の承認を経て支出する。

令和4年10月7日

旭川市議会

議長 中 川 明 雄 様

提出者 旭川市議会議員

まじま 隆 英

石 川 厚 子

賛成者 旭川市議会議員

小 松 あきら

能登谷 繁